

原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書

- 1 1 審判決を尊重し、1 審で勝訴した原告については控訴せず当該判決を確定させる。
熊本地裁判決（8 月 3 日判決）について控訴しない。
このような状況変化を踏まえ、1 審で勝訴した原告に係る控訴を取り下げる。
- 2 係争中の原告については 1 審判決を待つ。
- 3 議員立法により基金を設け、原告に係る問題の解決のために活用する。
- 4 厚生労働大臣と被団協・原告団・弁護団は、定期協議の場を設け、今後、訴訟の場で争う必要のないよう、この定期協議の場を通じて解決を図る。
- 5 原告団はこれをもって集団訴訟を終結させる。

以上、確認する。

平成 21 年 8 月 6 日

日本原水爆被害者団体協議会

代表委員

坪井 直

事務局長

田中 照巳

内閣総理大臣
自由民主党総裁

麻生太郎

内閣官房長官談話

原爆症認定をめぐる集団訴訟の解決に向けて日本被団協・原告団・弁護団と基本方針について、一致をみました。

原爆症認定をめぐる集団訴訟では、本年8月3日の熊本地裁判決を含め、19度にわたって、国の原爆症認定行政について厳しい司法判断が示されたことについて、国としてこれを厳粛に受け止め、この間、裁判が長期化し、被爆者の高齢化、病気の深刻化などによる被爆者の方々の筆舌に尽くしがたい苦しみや、集団訴訟に込められた原告の皆さんの心情に思いを致し、これを陳謝いたします。この視点を踏まえ、この度、集団訴訟の早期解決を図ることとしたものであります。政府としては、これまで拡大してきた原爆症の認定基準に基づき、現在、待っておられる被爆者の方々が一人でも多く迅速に認定されるよう努力するとともに、唯一の被爆国として、原子爆弾の惨禍が再び繰り返されることのないよう、核兵器の廃絶に向けて主導的役割を果たし、恒久平和の実現を世界に訴え続けていく決意を表明いたします。

原爆症認定制度の抜本改定を!

No.16 2016.10.26

ノーモア・ヒバクシャ訴訟 ニュース

【発行】ノーモア・ヒバクシャ訴訟
全国支援ネット事務局
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
一般社団法人 東友会 気付
TEL03-5842-5655
E-mail: no-more@t-hibaku.jp



愛知訴訟の判決言い渡し後、「一部勝訴」の垂れ幕を掲げる弁護団 (2016年9月14日)

ノーモア・ヒバクシャ訴訟の全面解決のために力をあわせよう

～原告団・日本被団協・弁護団・支援者が合同会議～

9月3日、全国の原告団・弁護団・支援団体と日本被団協の代表が合同会議を開催し、ノーモア・ヒバクシャ訴訟の全面解決と日本被団協提案に沿った原爆症認定問題の全面解決のために全力で取り組むことを確認しました。

国は、2009年の確認書で、日本被団協の代表に対し、高齢の被爆者に裁判を強いたことを陳謝し、今後は「訴訟の場で争う必要のないよう」定期協議で問題を解決すると約束しました。しかし、厚労省は、この約束に反して、心筋梗塞など非がん疾

患で裁判所の判断よりも狭い範囲しか認定しない運用を続けています。

会議では、「裁判をすれば勝訴するのにもう裁判は無理だからと無き寝入りしている人がたくさんいる」「国はなぜ総理大臣と被爆者代表の約束を守らないのか」「ノーモア・ヒバクシャ訴訟は核の残虐性を明らかにする裁判だ」等の発言が相次ぎ、力をあわせて全面解決を実現することが確認されました。

(中川重徳)



医師団の意見書テコに 国の巻き返し打ち破る

いま国は訴訟の場で、被爆者のみなさんに多く生じている心臓疾患（心筋梗塞、狭心症など）について、「専門家」の意見書を提出して、その放射線起因性を否定しようと躍起になっています。そこで、本年9月20日、東京高裁に対し、眞鍋穂医師を中心に作成いただいた「放射線被曝と心筋梗塞発症との関係について」を提出しました。この意見書は、

(1) 多くの国内外の文献を分析して、国側「専門家」の意見が間違っていることを明らかにしています。それとともに、(2) 被爆者の心筋梗塞が問題となっているにもかかわらず、被爆の事実やその影響について一切触れようとしない国側「専門家」のごまかしや、(3) 彼らが被爆以外が原因として強調する高血圧、高脂血症、腎臓病等といった事情自体が実は放射線の影響を受けていること、(4) 統計的にも喫煙歴などを考慮しても放射線の影響は消えないこと、を明らかにし、国側「専門家」の意見を徹底的に批判、論破する内容となっています。この意見書を梃子に、国の巻き返しを打ち破っていきたいと思います。

(森孝博)

「今日が出発点」

たたかう決意示す

9月14日言い渡された愛知訴訟の判決は、4名の原告のうち2名は勝訴判決でしたが、2名は請求が認められませんでした。

判決は、全員について放射線起因性を認めました。「様々な形態での外部被曝及び内部被曝の可能性がないかどうか十分に検討した上で、健康に影響を及ぼすような相当量の被曝をしたのかどうか」、「個々の被爆者が積極認定の範囲に該当しない場合であっても、個々の被爆者の被曝状況等や被曝後の健康状況、被爆者の罹患した疾病等の性質、他原因の有無を個別具体的に検討し」と述べ、これまでの訴訟の到達を踏まえての判断がなされました。ところが、要医療性については、極めて限定的に解釈し、2名について敗訴となりました。

敗訴した原告の高井さんは、「原爆が原因の病気とはっきりした。うれしい。苦難の道を歩いてきたことをもっと分かって欲しい。今日が出発点です」と述べられ、名古屋高裁に控訴し、たたかう決意を示されました。勝訴した二人について、国は控訴を断念し、確定しました。

(長尾忠昭)